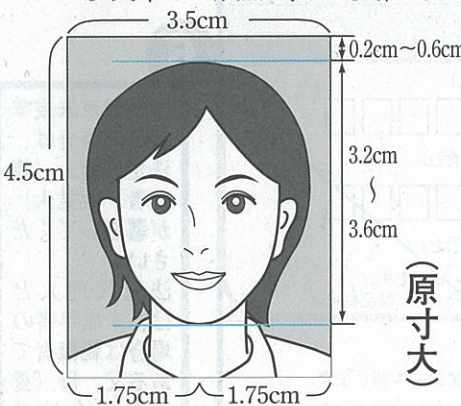


旅券(パスポート)の申請案内 (平成28年4月現在)

埼玉県で申請できるのは、埼玉県内に住所又は居所がある方です。
お住まいの市町村により旅券窓口が異なります。くわしくはこの案内の6ページ以降にある「埼玉県旅券窓口一覧」をご覧ください。

申請に必要な書類

<p>1 一般旅券発給申請書 1通 最新の申請書入手してください。 (お手持ちの古い申請書の場合、受付できない場合があります)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10年有効旅券と、5年有効旅券で申請書が異なりますのでご注意ください。 未成年者(20歳未満)は5年有効旅券のみの申請となります。 申請書は旅券窓口のほか、市(区)役所、町村役場、県庁(県民案内室)、県の地方庁舎などにあります。(申請書は全国共通です。)
<p>2 戸籍抄本または謄本 1通 最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたもの (改製原戸籍、戸籍の附票は不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効旅券をお持ちの方で氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。(なお、戸籍抄本・謄本の提出が不要の方も、申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。申請の際は、事前に番地までの本籍を確認しておいてください。) 戸籍事務が電算化された市町村では、戸籍抄(謄)本に代わって「戸籍の個人事項証明書」や「戸籍の全部事項証明書」が発行されます。 ※同一戸籍内にいる2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本(全部事項証明書)であれば1通とすることができます。
<p>3 写真(カラー、白黒いずれでも可)1枚</p>  <p>(提出前6か月以内に撮影したもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 写真は申請書に貼らずにお持ちください。 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。 ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの。(顔の寸法は頭頂からあごまで) 無帽、無背景、影がないもの。 明るさやコントラストが適切であること。 <p>《不適当な写真》</p> <ul style="list-style-type: none"> 不鮮明、変色、傷のついているもの。 マスク、髪等で顔(目や鼻、輪郭)が確認しにくいもの。 カラーコンタクトレンズ着用のものなど。 <p>くわしくは2ページへ</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械処理のため、規格外あるいは不適当な写真の場合は、撮り直しが必要となり、申請をお受けすることができない場合がありますのでご注意願います。 ※平成18年3月19日までに前回旅券を申請された方は、規格(顔の大きさなど)が変更となっておりますので、ご注意ください。
<p>4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)</p> <p>本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ヨミカタ、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。</p> <p>該当するものがない方は必ず事前にご相談ください。</p> <p>※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの確認書類が必要です。</p>	<p>① 次のものは1点持参してください。</p> <p>日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カード、海拔免状、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、偽造防止・写真付き身体障害者手帳など(詳細については、埼玉県旅券窓口にご相談ください。)</p> <p>② ①がない場合は、次の2点を持参してください。(イ+ロ)又は(イ+イ)</p> <p>(ロ+ロは不可)</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、介護保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証 国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、船員保険年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書 印鑑登録証明書+実印(印鑑登録カードでは不可) <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のうち写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書 有効期間の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの) <p>※中学生以下の子供の本人確認書類としては、子供の氏名の記載された健康保険証と法定代理人の本人確認書類(運転免許証、旅券等)を持参してください。</p>
<p>5 前回取得した旅券</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効な旅券をお持ちの方は、有効な旅券を提出しないと申請できません。 前回、旅券を取得された方は、失効している場合でも、その旅券をお持ちください。

住民票の写し

埼玉県内に住民登録をされている方は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して現住所を確認しますので、「住民票の写し」の提出は不要です。
次のいずれかにあてはまる方は、申請日前6か月以内に発行された、個人番号を省略した住民票の写しを持参してください。

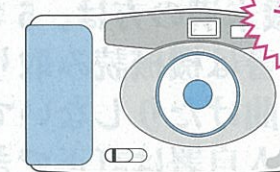
- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方
- ② 住民登録を変更直後に申請される方
- ③ 埼玉県内に居住しているが、他の都道府県に住民登録している方(居所申請については5ページ参照)

不適当な写真例

1

大きさ・位置

- 指定の寸法を超えているもの(例:顔が大きすぎる又は小さすぎるなど)
- 指定の規格を満たしていないもの(例:顔が中心部分から左右に寄ってしまっているなど)
- 顔が横向きまたは左右に傾いているもの



写真撮影の注意点

眼鏡・目など

- サングラスをかけ人物を特定できないもの
- 照明が眼鏡に反射したもの
- 眼鏡のフレームが目にかかっているもの
- フレームが非常に太く、目や顔を覆う面積が大きいもの
- カラーコンタクトレンズ着用のもの
- 瞳がフラッシュ等により赤く写ったもの

風貌

- 幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの
- 前髪が長すぎて目が見えないもの
- 平常の顔貌と著しく異なるもの(例:笑いすぎているもの)
- 顔や頭の輪郭が隠れるような装飾品(帽子、リボン、髪飾り、スカーフ等)があり、本人確認上支障のあるもの

背景

- 背景の色がきつく人物を特定できないもの
- 人物及び着衣が背景と同一色で区別のつきにくいもの
- 椅子などが背景に写っているもの
- 背景に柄、影があるもの

その他

- ピンボケや手ブレにより不鮮明なもの
- 汚れやキズのあるもの

写真は旅券に転写されますので画質も重要です。ボックス写真、デジタルカメラを利用する場合は特に注意が必要です。デジタル写真の場合、ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ)、インクのにじみなどが見られるものは不適当です。写真専用紙を使用し鮮明な画質で印刷してください。

ヘボン式ローマ字一覧

2

50音	あ	A	か	KA	さ	SA	た	TA	な	NA	は	HA			ま	MA	や	YA	ら	RA	わ	WA
	い	I	き	KI	し	SHI	ち	CHI	に	NI	ひ	HI			み	MI			り	RI	ゐ	I
	う	U	く	KU	す	SU	つ	TSU	ぬ	NU	ふ	FU			む	MU	ゆ	YU	る	RU		
	え	E	け	KE	せ	SE	て	TE	ね	NE	へ	HE			め	ME			れ	RE	ゑ	E
	お	O	こ	KO	そ	SO	と	TO	の	NO	ほ	HO			も	MO	よ	YO	ろ	RO	を	O
濁音			が	GA	ざ	ZA	だ	DA			ば	BA	ぱ	PA								
半濁音			ぎ	GI	じ	JI	ぢ	JI			び	BI	ぴ	PI								
			ぐ	GU	ず	ZU	づ	ZU			ぶ	BU	ぷ	PU								
			げ	GE	ぜ	ZE	で	DE			べ	BE	ぺ	PE								
			ご	GO	ぞ	ZO	ど	DO			ぼ	BO	ぽ	PO								
拗音			きゃ	KYA	しゃ	SHA	ちゃ	CHA	にゃ	NYA	ひゃ	HYA			みゃ	MYA			りゃ	RYA		
			きゅ	KYU	しゅ	SHU	ちゅ	CHU	にゅ	NYU	ひゅ	HYU			みゅ	MYU			りゅ	RYU		
			きょ	KYO	しょ	SHO	ちょ	CHO	にょ	NYO	ひょ	HYO			みょ	MYO			りょ	RYO		
			ぎゃ	GYA	じゃ	JA					びゃ	BYA	ぴゃ	PYA								
			ぎゅ	GYU	じゅ	JU					びゅ	BYU	ぴゅ	PYU								
			ぎょ	GYO	じょ	JO					びょ	BYO	ぴょ	PYO								

※ヘボン式ローマ字表記の注意事項(ヘボン式ローマ字の例外は下記参照) 撥音:「ん」は「N」で表記する。
撥音: B・M・Pの前にNの代わりにMをおく (例) なんば NAMBA ほんま HOMMA
促音: 子音を重ねる (例) はっとり HATTORI べっぶ BEPPU
※ただし CHI CHA CHU CHOの音に限りその前にTを加える。(例) ほっち HOTCHI
長音: 「O」や「U」は記入しない (例) おおた OTA さいとう SAITO ようこ YOKO しょうへい SHOHEI

●ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合は、事前に電話または窓口にお問い合わせください。

(例) おおしま (ヘボン式) OSHIMA → (非ヘボン式) OOSHIMA や OHSIMA
ゆういち (ヘボン式) YUICHI → (非ヘボン式) YUUITI や YUITI

- 「姓」をヘボン式によらないローマ字氏名表記にしたい場合には、ご家族で綴りが異なるように、あらかじめご確認の上、その綴りが実際に使用されていることを示す書類(くわしくはご相談ください。)を提示または提出してください。
- 国際結婚、外国との二重国籍等の理由により、戸籍上の氏名以外の姓や名を旅券に記載する必要がある場合には、別名として併記することができる場合があります。希望する場合は外国の公的機関が発行した綴りの確認できる書類(出生証明書、配偶者の外国旅券等)を提示または提出し、ご相談ください。

登録した旅券のローマ字氏名表記は、原則として、今後変更できませんので十分ご注意ください。